

野辺地町空家等管理活用支援法人の指定に関する実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、空家対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）により改正された空家等対策に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（以下「法」という。）第23条第1項に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支援法人の受付)

第2条 町は、法第24条に規定する業務（以下「業務」という。）について、町又は既に支援法人に指定した者による業務の実施が困難であり、新たに指定する必要がある場合に、支援法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）を募集する。

2 前項に規定する募集の期間（以下「募集期間」という。）は町長が定め、野辺地町ホームページ等で公表する。

3 業務の一部のみを募集する場合は、第1項に規定する募集の際にその旨を記載する。

(申請の対象者)

第3条 申請者は、次に掲げる者でなければならない。

(1) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人又は青森県内で空家等の管理若しくは活用を図る活動を目的として設立された会社のいずれかに該当すること。

(2) 入札参加資格審査申請書を提出し、当該年度の競争入札参加有資格者名簿に登載されていること。なお、当該申請の内容に変更がある場合は、前条の申請前に入札参加資格の変更申請を行うこと。

(3) 上北郡及び青森市、十和田市、三沢市、平内町に本店又は支店等を有すること。なお、当該支店等が前項に規定する競争入札参加有資格の委任先である必要はない。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員が実質的な運営又は経営に関与していないこと。

(指定の申請)

第4条 申請者は第2条に規定する募集期間中に、次に掲げる書類を添えて、空家等管理活用支援法人指定申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

- （1）当該事業年度の空家等の管理又は活用に関する事業計画書及び収支予算書
- （2）空家等の管理又は活用を図る活動の実績を記載した書面
- （3）業務に関する計画書
- （4）前各号に掲げるもののほか、審査する上で参考になる書類として町長が認めるもの

（指定の基準及び時期）

第5条 町長は、第3条の規定による申請があった場合において、申請内容が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、法第23条第1項の規定により、当該申請者を支援法人としての指定するものとする。

- （1）町又は既に指定した者による業務の実施が困難であり、新たに指定する必要があること。
- （2）募集期間中に申請があった者であること。
- （3）申請の内容が法第7条第1項に基づく空家対策計画（以下「計画」という。）に適合すること。
- （4）役員のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。
 - ① 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ② 未成年者
 - ③ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（執行猶予中の者を除く。）
 - ④ 心身の故障により業務を適正に遂行する事ができない者
- （5）申請者が支援法人として行おうとする業務の方法が、法第24条各号に規定する業務として適切なものであること。
- （6）業務を適正かつ確実に遂行するために必要な組織体制及び人員体制を有し、かつ健全な財務状況にあること。

2 募集期間中に複数の申請者による申請があった場合で、業務を実施するにあたりすべての申請者を指定する必要がある場合は、前項の規定にかかわらず、審査結果の上位の者から必要数を支援法人として指定する。

3 前項に規定する審査の方法については、別に定め、第2条第1項の募集の際に公表する。

4 指定及び不指定の結果については、募集期間の終了後1か月以内に決定し野辺地町空家等管理活用支援法人指定（不指定）通知書（様式第2号）により

通知するとともに、当該支援法人の名称又は商号、住所及び事務所又は営業所の所在地を公示するものとする。

5 指定の期間は2年を限度とし、前項の通知に併記する。

(名称の変更)

第6条 法第23条第3項の規定による変更の届出は、名称等変更届出書(様式第3号)により行うものとする。

2 支援法人はその業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ業務変更届出書(様式第4号)を町長に提出するものとする。

(業務の廃止)

第7条 支援法人は、その業務を廃止したときは、直ちに業務廃止届出書(様式第5号)により町長に届け出るものとする。

2 町長は、前項の規定による業務の廃止の届出を受けたときは、法第23条第1項の規定による指定を取り消すとともに、当該支援法人の名称又は商号、住所、事務所又は営業所の所在地及び業務の廃止の届出を受けた年月日を公示するものとする。

(事業の報告)

第8条 支援法人は、事業年度開始前、指定を受けた業務について、その事業年度の事業計画書及び収支予算書を町長に提出するものとする。

2 支援法人は、事業年度終了後、指定を受けた業務について、遅滞なくその事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表を町長に提出するものとする。

(改善命令)

第9条 町長は、法第25条第2項の規定により、支援法人が業務を適正かつ勝実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第10条 町長は、法第25条第3項の規定により、支援法人が前項の規定による命令に違反したときのほか、第4条第1項第3号から第6号に掲げる要件に該当しないこととなったとき又は不正な手段により指定を受けたときは、第4条による指定を取消すことができる。

2 町長は、前項の規定により指定の取消しを行う場合は、野辺地町空き家等管

理活用支援法人指定取消書（様式第 6 号）により当該支援法人に通知するとともに、当該支援法人の名称又は商号、住所、事務所又は営業所の所在地及び指定の取消しを受けた年月日を公示するものとする。

（その他）

第 1 1 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和 5 年 1 2 月 1 3 日から施行する。

様式第 1 号(第 4 条関係)

年 月 日

野辺地町長 宛

申請者 住 所
名称又は商号
代表者氏名
電話番号

空家等管理活用支援法人指定申請書

野辺地町空家等管理活用支援法人の指定に関する実施要領(以下「要領」という。)第 3 条の規定により、下記の書類を添えて申請します。

申請に当たり、要領の規定を遵守するとともに、本申請の内容が事実と相違ないことを誓約します。

また、申請内容の確認のため、申請者情報について関係機関へ照会する場合があることについて承諾します。

記

1. 当該事業年度の空家等の管理又は活用に関する事業計画書及び収支予算書
2. 空家等の管理又は活用を図る活動の実績を記載した書面
3. 法第 24 条に規定する業務に関する計画書
4. 前各号に掲げるもののほか、審査する上で参考になる書類として町長が認めるもの

様式第2号(第5条関係)

年 月 日

殿

野辺地町長

印

野辺地町空家等管理活用支援法人指定（不指定）通知書

年 月 日付けで申請のあった野辺地町空家等管理活用支援法人について、下記のとおり指定（不指定）とすることを決定しましたので、通知します。

記

（指定の場合）

1. 法人の名称又は商号
2. 法人の住所
3. 事務所又は営業所の所在地
4. 指定する業務
5. 指定の期間

年 月 日 ～ 年 月 日

6. 指定にあたっての要件その他の事項

（不指定場合）

1. 不指定の理由

様式第 3 号（第 6 条関係）

年 月 日

野辺地町長 宛

申請者 住 所
名称又は商号
代表者氏名
電話番号

名称等変更届出書

指定を受けた野辺地町空家等管理活用支援法人について、下記のとおり変更しますので、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 2 6 年法律第 1 2 7 号）第 2 3 条第 3 項の規定により届け出ます。

記

変更予定年月日	年 月 日	
変更する事項	☐ 法人の名称又は商号 ☐ 法人の住所 ☐ 法人の事務所又は営業所の所在地	
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

※該当する□にレ印を記入してください。

様式第 4 号（第 6 条関係）

年 月 日

野辺地町長 宛

申請者 住 所
名称又は商号
代表者氏名
電話番号

業務変更届出書

指定を受けた野辺地町空家等管理活用支援法人の業務について、下記のとおり変更したいので、野辺地町空家等管理活用支援法人の指定に関する実施要領第 6 条第 2 項の規定により届け出ます。

記

変更予定年月日	年 月 日	
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

様式第 5 号（第 7 条関係）

年 月 日

野辺地町長 宛

申請者 住 所
名称又は商号
代表者氏名
電話番号

業務廃止届出書

空家等管理活用支援法人の業務について、下記のとおりを廃止したので、野辺地町空家等管理活用支援法人の指定に関する実施要領第 7 条第 1 項の規定により届け出ます。

記

廃止（予定）年月日	年 月 日
廃止の理由	

様式第 6 号（第 1 0 条関係）

年 月 日

殿

野辺地町長 印

野辺地町空き家等管理活用支援法人指定取消書

野辺地町空き家等管理活用支援法人の指定に関する実施要領第 1 0 条の規定により、空き家等管理活用支援法人の指定を下記のとおり取消します。

記

- 1．指定取消年月日 年 月 日
- 2．指定取消しの理由